

函館市立赤川中学校

学校いじめ防止基本方針

自主創造
心体壮健
地球思考

平成24年4月
(平成30年4月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本校ではこれまでも「いじめは、人として決して許されない行為である」との認識の下、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、「どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」ものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきました。また、いじめを受けた生徒にも何らかの原因がある、責任があるという考え方の誤りを授業を通して指導するとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせることに努めます。

いじめの問題は、人間関係の不均衡等に起因しており、生徒や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため本校においては「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）等を参考に、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置し、いじめ防止等に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と保護者の責務（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講じるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。また保護者は、生徒がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情を十分に理解し、対応することが望まれます。地域は、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして、生徒の抱える問題の解決に努めることが望まれます。

本校及び本校の教職員は、法に基づき保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることから、何よりも生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。そのため、生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で、安心して安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。また、未然防止の取組が着実に成果をあげているかどうかについて、日常の生徒のようすやアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検証するなど、PDCAサイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、指導の共有に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

II いじめ防止等のための対策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」としています。

本校では、教職員一人ひとりが、いじめは絶対許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識をもち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき「国の基本方針」等を参考に、学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめ防止等の方針や具体的な指導内容（学校いじめいじめ防止プログラム）、早期発見・事案対処マニュアルに基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」としています。また「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による「いじめ対策委員会」を設置します。いじめ防止については「学校いじめ基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的に取り組みます。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

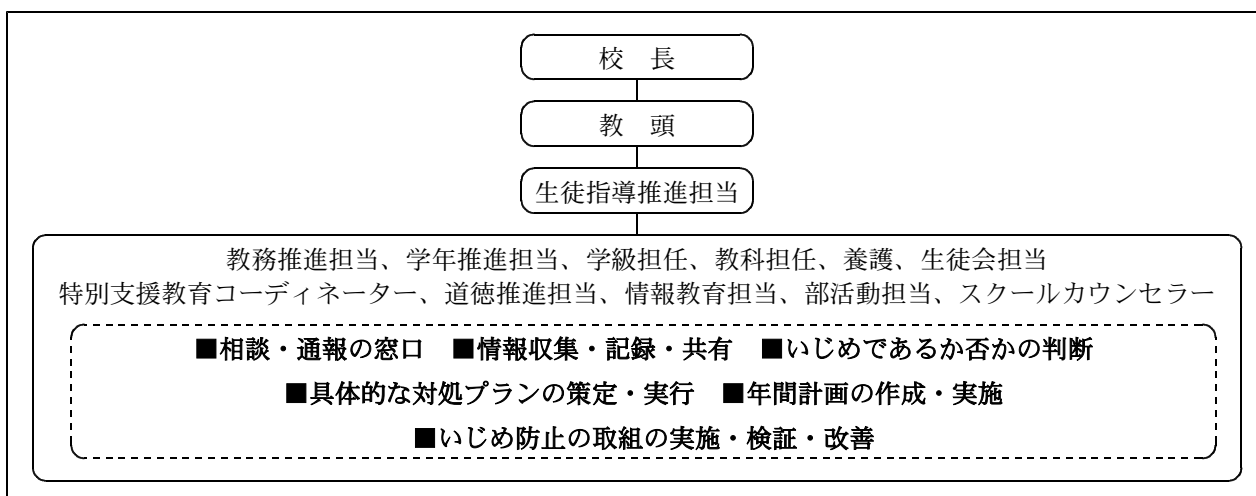
ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携と
いった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止方針に基づく各種取組

- ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- イ) いじめ防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施等と見直し

(2) いじめ対策委員会



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解。

- ア) いじめの態様や特質、減員・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校がいじめ対策について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の場を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いに人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたりしやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることをできる機会をすべての生徒に提供し、一人ひとりの自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難を乗り越える体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、小・中学校感間で連携した取組を進めます。

⑤生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 生徒自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。
- イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、すべての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 生徒が傍観者とならず、いじめ対策委員会への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ① 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ② 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
 - イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。年間計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
 - ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し適切な援助を求めます。
- ② いじめられた生徒及び保護者への支援
 - ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
 - イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
 - ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し適切な援助を求めます。
- ③ いじめた生徒への指導及びその保護者への支援
 - ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
 - イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
 - ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の指導を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
 - イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという勇気を育てます。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
 - ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
 - イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
 - ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

(4) いじめの解消

- ① いじめが「解消している」状態
担に謝罪をもって安易に解消とせず、次の二つの要件が満たされている場合、解消と判断します。
 - ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも三ヶ月止んでいる状態が継続していること。
 - イ) いじめられた生徒本人及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ② 観察の継続
 - ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ「いじめの発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
 - イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【把握】

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○教職員による発見 ○関係機関からの情報 ○本人（保護者）からの情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○S C等の相談員による発見 ○地域からの情報 ○その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート調査による発見 ○生徒（保護者）からの情報 |
|--|--|--|



【報告】

（いじめ対策委員会の開催）
把握者→（学級担任等）→生徒指導推進担当→教頭→校長



【事実確認・方針決定】

- （いじめ対策委員会による協議）
- | | | | |
|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実関係の把握 <input type="checkbox"/> 役割分担の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめ認知の判断 <input type="checkbox"/> 共通理解の形成 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 指導方針の共有 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 個別指導の検討 |
|--|---|---|--|



【対処】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒への支援 <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒の保護者への支援 <input type="checkbox"/> 周囲の生徒への働きかけ <input type="checkbox"/> 関係機関への相談（函館児童相談所、警察等） <input type="checkbox"/> いじめの解消の判断 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを行った生徒への指導 <input type="checkbox"/> いじめを行った生徒の保護者への指導 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 |
|--|--|

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校 内	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめ行為からの安全確保 <input type="checkbox"/> 巡視体制の強化 <input type="checkbox"/> 心のケア <input type="checkbox"/> 自尊感情の高揚 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人権侵害、他者の傷みの理解 <input type="checkbox"/> 絶対に許さない行為であることへの理解と共感 <input type="checkbox"/> 不満、ストレスの克服支援 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誰かに伝えることの大切さへの共感 <input type="checkbox"/> よりよい集団づくりへの自覚 <input type="checkbox"/> 茶化し、冷やかし、嘲笑も同様の行為であることへの理解
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実経過の説明 <input type="checkbox"/> 今後の指導方針、具体的な手立て、対処の取組説明 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実経過の説明 <input type="checkbox"/> 家庭における指導の要請 <input type="checkbox"/> 謝罪の協議 <input type="checkbox"/> 今後の指導方針、対処の取組説明 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 必要に応じ、今後の対応等についての協力要請 <input checked="" type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向確認 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報への留意



【再発防止】

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理 <input type="checkbox"/> 指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> 外部専門家による助言 ◎学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◎教育内容・指導方法の充実改善 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学級経営の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の居場所づくり ・絆づくり <input type="checkbox"/> 豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 授業改善の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・分かる授業 ・自己有用感 | <ul style="list-style-type: none"> ◎家庭・地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供 <input type="checkbox"/> 教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、学校関係者評価 <input type="checkbox"/> P T A活動、地域行事への積極的な参加 |
|---|---|--|

いじめ発見・見守りチェックシート

函館市立赤川中学校いじめ対策委員会

	年		組	氏名	
--	---	--	---	----	--

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段のようすと違う <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い <input type="checkbox"/> イライラして、人や物にあたる
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている <input type="checkbox"/> 座席が替わっている
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の生徒の名前が何度も話題になる <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない <input type="checkbox"/> 発言すると、周囲から意味ありげな笑いが起こる <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く <input type="checkbox"/> 先生の近くにすることが多い <input type="checkbox"/> 特定の生徒を避ける動きが見られる <input type="checkbox"/> 一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 特定の生徒を囲むように生徒が集まる <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立場に立たされる <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる <input type="checkbox"/> 軽蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出てこない
給食時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる <input type="checkbox"/> 食べものを他人に取られる <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている <input type="checkbox"/> 他の生徒の分まで荷物を持たされる <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある <input type="checkbox"/> 理由がハッキリしていないあざや傷がある <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名をつけられる

- ◆生徒の些細な変化に気づき、情報は抱え込まず、学年で共有、速やかに対応を！
- ◆日常の生徒との触れ合いを大切に！
- ◆気づいたことを5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

【第1段階】観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる
- 保護者への反発が強くなる
- 食欲がない
- 寝言などでうなされることがある
- 勉強に身が入っていないように見える
- 帰宅時に衣服が汚れていたり、破れていたりする
- 最近、よく物をなくす
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない
- ラインやブログ等を今まで以上に気にする
- 友だちから呼び出される
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る
- 学校のノートや教科書を見せたがらない（教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で、宿題をやらうとしない（プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないほしきと言う
- 学校からのプリントを見せない
- 放心状態であることがよくある
- 何もしていない時間が多い
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる
- 無理に明るく振る舞っているように見える

【第2段階】いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない
- 気分の浮き沈みが激しい
- 兄弟姉妹にあたるが増える
- 理由もなくイライラする
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしない
- 成績やテスト結果が急激に下がる
- 制服や衣服の汚れが顕著になる
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する
- 学校のことを詳しく具体的に聞こうとすると怒る
- ラインやブログ等を見ようとする
- いたずら電話がよくかかってくる
- ちょっとした音に敏感になる
- 友人からの電話に「ドキッ」としたようすを見せる
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる
- 学校や友だちの話題を避けるようになる
- 持ち物への落書きがある
- 衣服、制服、靴などを保護者の知らないところで洗う
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる
- 登校を渋る
- 身体を見せたがらない
- 外に出たがらない、出たときに周囲を気にする

【第3段階】学校と連絡をとり合って対応しましょう

- 急に誰かを罵ったりする
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある
- 新谷理由のハッキリしない傷跡があり、隠そうとする
- 身体にマジック等によるいたずらがある
- 急に友だち関係が変わる
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある
- 悪夢を見ているようで、夜中に起きることがある
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す
- 学校を転校したいと言い出す
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出すようになる
- 以前では考えられないような非行行動が見られる
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる

Ⅲ その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の充実

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

2 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。スクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリング能力の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるよう、管理職は一部の教職員に過重な責務を負わせないように、校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を、年度初めの保護者会で説明する等、家庭や地域にに対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だより等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

5 いじめに関する相談窓口

北海道子ども相談支援センター	電 話	0120-3882-56
	メール	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
北海道立特別支援教育センター	電 話	011-612-5030
	メール	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp
子どもなんでも相談110番	電 話	0800-800-0879
	メール	kodomol10@city.haodate.hokkaido.jp

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

*重大事態か否かの判断は「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は「いじめ対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 学校や教育委員会は、当該重大事態に至る要因等を明らかにするため、聴き取りや質問紙調査を行い、以下のような事実関係を明確にします。
 - ・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を ・どのように（態様）
 - ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分聴取した上で調査に着手します。
- (4) 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図

